

神奈川県の公営企業

神奈川県企業庁 基本理念

県民のいのちと産業を支えるライフラインである水と電力を、将来にわたり**「持続」**的に供給し、**「安心」**のサービスを提供します。

併せて、新たな課題に柔軟に対応することにより、地域社会や国際社会に**「貢献」**し、より一層、県民から信頼される地方公営企業をめざします。

神奈川県公営企業管理者

安心

持続

貢献







CONTENTS

水道事業 3
電気事業
相模川総合開発共同事業 15
酒匂川総合開発事業 17
水利用
公営企業資金等運用事業 23
企業庁における事業設置の推移 27
企業庁のあゆみ 28
企業庁の基本理念·計画体系 29
業務体制 32
持続可能な開発目標(SDGs)の推進 32
(参考)地方公営企業とは 33

過去、現在、そして未来へ

神奈川県企業庁は、昭和27年の地方公営企業法の施行により、広域水道としては全国で初となる水道事業とそれまで全国に先駆けて実施していた相模川河水統制事業を統合して発足しました。以来今日まで、水道事業、電気事業及び工業団地の造成事業などを行い、県民生活の向上や産業の振興に大きな役割を果たしてきました。水道事業は、現在、12市6町を給水区域とし、神奈川県民の約31%を占める約285万人に対して給水しています。(令和6年4月1日現在)

これまで、水需要の増加に対応するため、9次にわたる拡張事業などにより安定給水の確保に努めてきましたが、これからは、質的充実を中心とした維持管理の時代に対応するため、災害対策の強化や水道水質の向上などに取り組み、将来にわたって持続可能な水道事業を展開していきます。電気事業では、県内の主要河川である相模川、早川及び酒匂川水系に14水力発電所、愛川町半原と谷ヶ原配水池上部にそれぞれメガソーラーを設置し、最大出力約36万kWの電力を供給しています。

また、地域経済の発展を図るための工業団地を造成し分譲を行ったほか、地域振興施設等整備事業として、これまで、公営企業として初めてのオフィスビルの建設や、生活・文化関連施設等の整備、テニスコートなどのスポーツ・レクリエーション施設の整備、駐車場整備など地域の活性化のための事業を展開しています。

さらに、県民の水がめである相模湖・津久井湖・丹沢湖の水質の保全と、堆砂の除去 を行うため、関係機関と連携した取組を実施しています。

神奈川県企業庁は、「安心」「持続」「貢献」を3つの柱とする基本理念のもと、「水道事業」「電気事業」「相模川総合開発共同事業」「酒匂川総合開発事業」「公営企業資金等運用事業」の5つの事業を実施し、今後とも、水、電気など県民生活の基盤となる分野を中心に、社会経済情勢の変化や多様化する県民ニーズに十分留意しながら、より一層計画的、効率的な事業展開に努めていきます。

表紙:秋の三保ダム

神奈川県企業庁関連施設一覧図





※ 休止中の施設は除いています。

安全で良質な水を安定的に供給しています。

水道事業は、昭和8年に湘南地区1市9町を給 水区域とする県営水道として業務を開始し、昭 和15年には県営相模原水道が創設され、昭和 27年の地方公営企業法施行に伴い、両水道 を合わせ、企業庁水道局として発足しました。 その後、昭和29年に箱根地区を編入するな ど順次給水区域を拡大し、令和6年4月1日 現在では12市6町となり、給水戸数141 万5.939戸、給水人口284万7.775人、 1日最大送水量97万1,290㎡の大規模水 道に発展しています。

この間、年々増加する水需要に対処するため、 浄水、送水、配水設備等の拡張事業を継続し て実施しました。昭和17年度から昭和57年 度にかけて、第1次から第8次にわたる拡張事 業を行い、昭和58年度から平成3年度にか けては、既存の水源で安定給水の充実を図る ための施設拡充事業を行いました。

さらに、平成4年度から7か年の継続事業とし て、宮ヶ瀬ダムによる相模川水系からの新規 受水に対応するため、第9次拡張事業を実施し、 平成13年度から本格受水が開始されました。 宮ヶ瀬ダムの完成により、県民生活の安定と

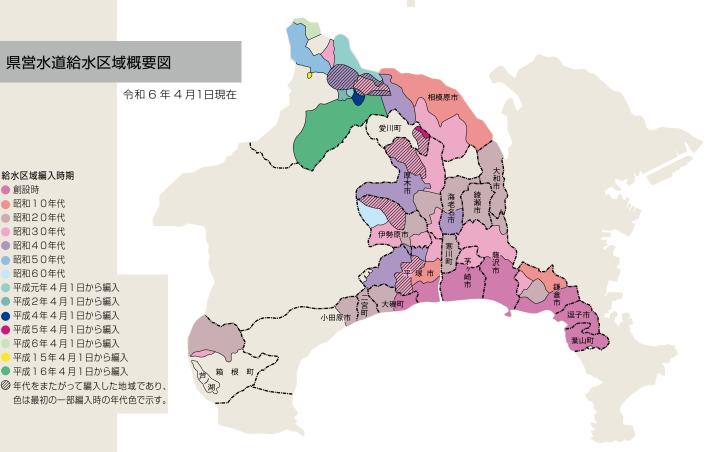
産業の発展に不可欠な水の安定的な供給が実 現しています。

また、老朽化の著しい谷ケ原浄水場の各施設 の改良及び耐震化を図り、将来にわたっての 安定給水を確保するため、平成4年度から平 成11年度まで谷ケ原浄水場整備事業を実施 したほか、箱根地区でも、水源間の相互運用 を図るため、平成6年度から平成7年度まで、 施設拡充事業を実施しました。

しかし、近年では産業構造の変化やライフス タイルの変化等により、水需要は減少傾向に あります。水需要の減少に伴い水道料金収入 も減少傾向にあり、人口減少社会の進展等に より、今後さらなる減少が見込まれます。

また、現在の県営水道を取り巻く事業環境とし て、高度経済成長期の水需要の急増に対処す るために整備した大量の水道施設が順次更新 時期を迎えるほか、日本各地で激甚化・頻発 化する地震等に備えた施設更新需要が加速度 的に高まっている状況にあります。

そのような厳しい状況を迎える中にあっては、 将来を見据えて、より長期的かつ計画的な事 業運営を行う必要があると考え、令和6年度



給水区域編入時期 創設時 昭和10年代 ● 昭和20年代 ● 昭和30年代

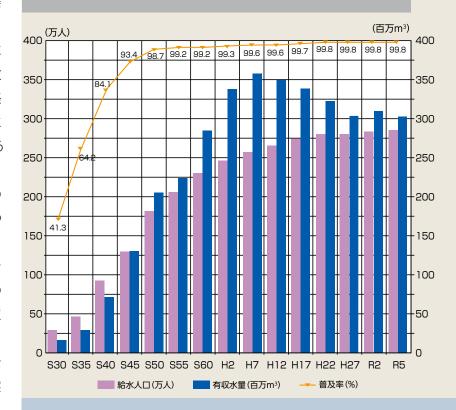
● 昭和40年代 昭和50年代 昭和60年代 から30年間の将来構想(「神奈川県営水道長期構想」)と、5年間の事業実施計画(「神奈川県営水道事業経営計画」)を策定しました。 長期構想では「安全で良質な水道」、「将来にわたり適切に管理された水道」、「災害・事故にも強い水道」、「環境にやさしい水道」、「経営基盤の確立された水道」、「信頼に応える水道」の6つの観点で、30年後の到達点となる15の目指す姿を設定しています。

経営計画では、長期構想で定めた目指す姿の 実現に向けて、これまでの取組を引き継ぎつ つ、新たに「より具体的な成果に着目する」 という視点を加えた「戦略的な管路整備」を 進めることで、将来的に災害が発生した際の 断水戸数の縮減・復旧日数の短縮に向けた取 組を進めていきます。

また、水需要に合わせた施設規模の適正化を 図るため、浄水場の再整備に向けた取組を実 施します。

さらに、新たに水道を引く際の給水装置工事申請の電子化に向けた取組など、DXの推進による経営基盤強化にも取り組んでいきます。

県営水道給水人口・有収水量・普及率の推移



県営水道は、給水人口の増加や生活水準の向上などにより水需要が増加し、有収水量(※)については大きな伸びが見られていましたが、近年、循環型社会への移行、節水意識の浸透などから減少傾向が続いています。

※有収水量……水道料金として収入できる水量をいいます。

水源

県営水道の必要水量は、相模川水系等の自己 水源と神奈川県内広域水道企業団からの受水 でまかなっています。相模川からは、主に沼本 ダム(相模原市)と寒川取水堰(寒川町)で取 水しています。

また、その他の小規模水源として、相模原市 緑区や伊勢原市大山地区の一部では、河川の 表流水や伏流水から取水しており、箱根地区 では、水土野水源、イタリー水源などの湧水か ら取水しています。 なお、県営水道では森林の持つ水源かん養機能の保全を図るため、箱根地区に水源かん養林を所有しています。



◀相模川の源…忍野八海 (山梨県南都留郡忍野村)

浄水施設

県営水道の主要な浄水場としては、寒川浄水場と谷ケ原浄水場があります。 これらは、相模川水系から主に表流水を取水し、浄水しています。 その他、湧水などを使用している小規模浄水場があります。

名 称	所 在 地	浄水方法			
寒川浄水場	高座郡寒川町宮山	急速ろ過	315,200	第2・3浄水場	315,200
公上压笼上归	扣拼医士组区公,医	急速ろ過	170 000		146,800
谷ケ原浄水場	相模原市緑区谷ヶ原 	緩速ろ過	178,000		31,200
		紫外線	29,460	箱根 (水土野)	12,800
		膜ろ過		藤野 (鎌沢、落合、和田)	2,560
 箱根・その他	-			大山 (大山)	1,000
相似するの他				津久井(長野)	500
				箱根(イタリー、品ノ木)	7,200
		急速ろ過		津久井(鳥屋)	5,400
	計		522,660		
				相模原浄水場	248,900
	企業団受水量		007.000	伊勢原浄水場	186,000
	正未以文水里		987,900	綾瀬浄水場	234,500
				寒川第3浄水場	318,500
	合 計		1,510,560		

令和6年4月1日現在(単位:㎡/日)

注1最大供給量とは、水利権を考慮した送水可能な水量を示しています。 注2藤野、津久井については地区名であり、現相模原市です。



◀谷ケ原浄水場

寒川浄水場・谷ケ原浄水場

寒川浄水場や谷ケ原浄水場では、取水ポン

▼寒川浄水場中央監視制御設備



プ・送水ポンプ・薬品注 入設備・ろ過設備などの 様々な設備を中央監視制 御設備により一元的に管 理し、安定かつ効率的に 浄水場の運用を行ってい ます。

小規模浄水場

小規模浄水場では、寒川浄水場や谷ケ原浄 水場等の中央監視制御設備により遠隔で監 視しています。

また、クリプトスポリジウム(*)対策として膜 ろ過処理施設や紫外線処理設備を設置して います。

※クリプトスポリジウム…病原性の原虫で、感染する と下痢症、腹痛、発熱、嘔吐などの症状がでるお それがあります。

水質検査

安全で良質な水道水を常時供給するため、 水源から蛇口までの各段階で水質検査を 行っています。

相模湖や津久井湖などの水源については、 定期的に水質検査を行っています。

浄水場では、各浄水処理工程ごと(原水、沈でん水、ろ過水、浄水)に24時間水質 監視しており、定期的に水質検査も行っています。また、魚類監視装置等を設置し、 毒物等を常時監視しています。

配水池のうち26か所とお客さまのお宅の蛇口の75か所では、自動水質測定装置を設置して水質を24時間監視しています。また、20か所の蛇口では水質基準項目を含む150以上の項目について定期的に水質検査を行っています。

▼水質検査



配水設備の整備

安定した水の供給体制の確保を図るとともに、災害や事故に備えた強靭な水道づくりを 推進するため、老朽管の更新や災害時に拠点となる施設への供給管路の耐震化などに 取り組んでいます。

水道施設の更新

中長期的な視点に立って計画的に管路を更新していますが、その管路更新にあたっては、 100年以上の耐久性が期待でき、震度7の地震の発生にも耐震性があるとされるダクタイル鋳鉄管(耐震継手管)や鋼管に更新して安定給水の確保を図っています。

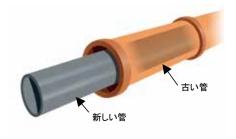
特に、災害時の安定給水を確保する上で重要となる、浄水場と主要な配水池をつなぐ

管路(基幹管路) や、命に直接関わる施設である災害協力病院等の重要給水施設への供給管路を優先して更新・耐震化を行います。また、道路掘削が困難な箇所では、古い管の中に新しい管を押し込んでいく「パイプインパイプ工法」を採用するなど、環境に配慮した管路更新にも取り組んでいます。

▼耐震継手管の仕組み



▼パイプインパイプ工法のイメージ



環境に配慮した事業の推進

エネルギーの効率化

ポンプ設備等の更新の際には、高効率な機器を採用するとともに、出力の見直しを検討する等、省エネルギー化に取り組んでいます。



▲ポンプ設備

廃棄物の再資源化

浄水場の浄水処理過程から発生する浄水発生土については、セメント原材料のほか、園芸用土やグラウンド用土、緑化資材向けに出荷しており、再資源化に取り組んでいます。



▲排水処理施設

災害対策

水道施設や管路の耐震化

化を図っています。

管路については、東日本大震災などの大規 模地震でも被害のなかった 「耐震継手管」 を給水区域全域で採用し、浄水場と配水池 を結ぶ基幹管路や、災害協力病院等の重要 給水施設へ供給する管路の耐震化を優先し て進めています。

浄水場や配水池等の主要な水道施設につい ては、給水区域内で想定される最大規模の 地震に対応するため、まずは飲料水を作る 浄水場の耐震化を最優先に考え、その先は 浄水場から最初に送水される一次配水池及 び災害時に水を確保する災害用指定配水池 など、上流側の水道施設から優先的に耐震

▼配水池の耐震化工事



非常用発電設備等の整備

地震災害等に伴う停電の対策として、寒川 浄水場及び谷ケ原浄水場には、必要最小限 の生活用水を送水するために必要な容量の 非常用発電設備を設置し、また、災害用指 定配水池には、緊急遮断弁設備を確実に動 作させるための無停電電源装置を設置する など、発災時における給水と飲料水の確保 に努めています。

また、加圧ポンプ所については、停電時に も一定の水圧を確保するため、無停電電源 装置を備えた電動連絡弁や非常用発電設備 等を設置しています。

さらに揚水ポンプ所の停電対策として、令 和2年度に電源車を配備し、順次電源車対 応設備の整備や非常用発電設備等の設置を 進めています。

水道施設の耐震化



▼病院の受水槽への給水



市町が行う応急給水活動への支援

県営水道では、災害時に給水区域内の市町が 行う応急給水を支援するため、病院や避難所 などに設置されている受水槽へ給水できるよ う、加圧式給水車を浄水場及び水道営業所な ど計4ヶ所に配備しています。

さらに、市町が学校や公園などに設置した非 常用貯水タンクの水を持ち運びできるよう、

非常用飲料水袋の備蓄を進めています。また、 災害時は、給水区域内の市町からの要請に基 づき、公設消火栓に臨時給水栓を設置して応 急給水したり、他の水道事業者に応急給水の 応援要請も行います。その他、給水区域内の 市町や他の水道事業者と、定期的に合同訓練 を行い、災害時の連携強化を図っています。

県営水道の広報広聴活動

水道に関する様々な情報を、広報紙「さがみの水」やホームページ等で提供するほか、 水道記念館の運営、ウォーターサーバーの設置等により、県営水道事業への理解と 関心を深めていただくことを目的として、積極的に広報を行っています。

広報紙「さがみの水」の発行

広報紙「さがみの水」は、年に3回、県営水道給水区域内へポスティングなどを通じてお客さまに配布している県営水道の情報紙で、各号約91万部発行しています。写真やキャラクターを使いながら、水道に関するお知らせや水道事業について、わかりやすく紹介しています。



ウォーターサーバーの活用

県営水道給水区域内の市町と連携してウォーターサーバーを設置し、水道水の安全性やおいしさのPRと、SDGs (持続可能な開発目標)の具体的な取組としてプラごみ削減を進めています。



▲ウォーターサーバー (鎌倉駅西口駅前広場)

県営水道フレンズ制度の実施

お客さまと県営水道が友達のように交流しながら水道について一緒に考える「県営水道フレンズ制度」を実施しています。個人や企業など幅広い層のお客さまに、県営水道の事業運営や水道水の安全性などについて、様々な活動を通してご理解を深めていただき、これからの県営水道を共に考えていきます。



▲活動の様子(交流会)

水道記念館

県営水道発祥の記念施設である寒川第1浄水場跡地の旧ポンプ所を活用した県営水道の広報施設です。

近代水道百選や土木学会選奨土木遺産にも選ばれている落ち着いた外観を有し、建物の正面には芝生が広がり、相模川を模したせせらぎと県営水道給水区域の市町の木々が植えられた日本庭園を整備しています。



電気事業

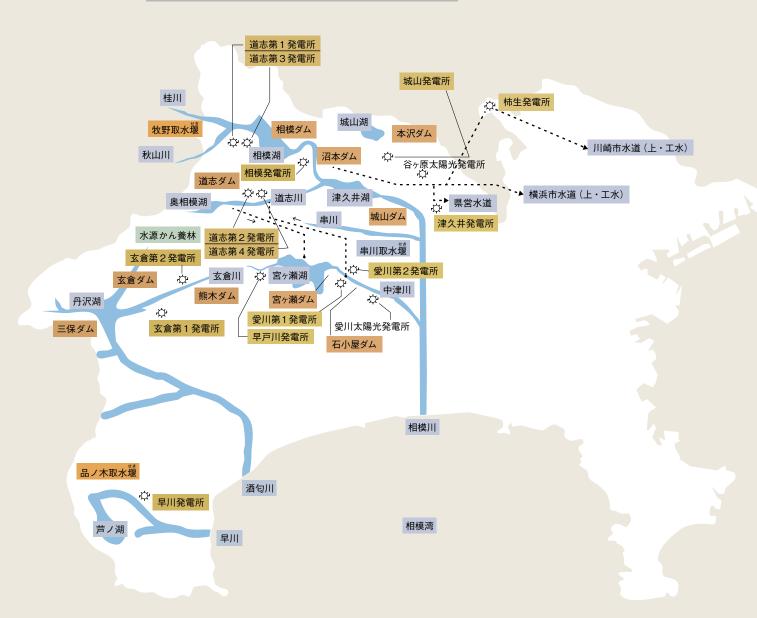
再生可能エネルギーによる電力と、水道用原水を供給しています

県営電気事業は、電力の開発及び水道用水の確保を目的とした相模川河水統制事業の一環として、相模ダムや発電所などの建設を行い、昭和18年に津久井発電所、昭和20年に相模発電所の運転を開始しました。これにより県内産業の動力源と低廉かつ良質な用水の供給を行い、戦後の県勢発展とともに県民生活向上に大きな貢献を果たしてきました。

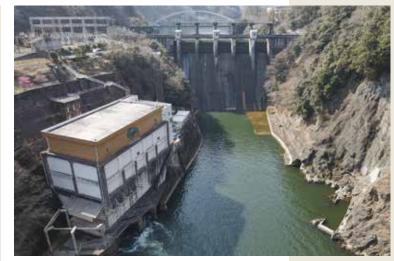
現在は、発電業務として、水力発電所14 か所と太陽光発電所2か所で発電した電力を供給しており、その規模は一般家庭約11 万世帯相当です。また相模川河水統制事業による分水業務として、神奈川県、横浜市、川崎市に対して水道用原水を供給しています。

今後、県営電気事業では、電力自由化に対 応しながら、基幹施設である相模ダムの老

県営電気事業の概要



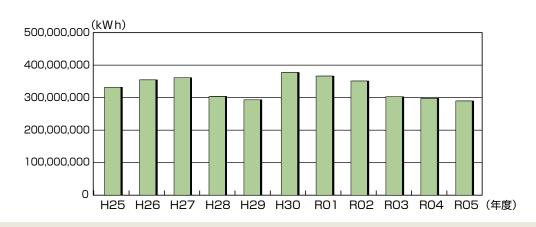
朽化への対応や再生可能エネルギーの普及を推進していくため、令和6年度から10年間の新たな「神奈川電気・ダム管理事業計画」を策定し、相模ダムリニューアル事業や次世代エネルギーパーク事業、水素エネルギー利用の研究などを進めていきます。引き続き、将来にわたり、再生可能エネルギーである水力発電と太陽光発電による「電力」と相模ダム等による「水道用原水」の安定供給に取り組み、県民生活の向上と経済発展、環境保全に貢献していきます。



▲相模ダムと相模発電所

県営発電電力量の推移

令和5年度の発電電力量は2億8,990万2,086kWhとなっています。 また、これにより石油火力発電比で約20万トンのCO₂排出削減効果があります。 (※城山発電所は揚水式発電所であるため、CO₂削減量は算出していません。)



水力発電所

発電所名	最大出力 (kW)	運転開始年月日
相模発電所	31,000	昭和 20.02.28
津久井発電所	25,000	昭和 18.12.31
道志第 1 発電所	10,500	昭和 30.05.15
道志第2発電所	1,050	昭和 30.05.08
道志第3発電所	1,000	昭和 57.03.30
道志第 4 発電所	59	平成 22.02.15
早川発電所	2,900	昭和31.03.31
玄倉第 1 発電所	4,400	昭和 33.04.30
玄倉第2発電所	2,900	昭和 35.01.21
柿生発電所	680	昭和 37.08.11
愛川第 1 発電所	24,200	平成 09.04.01
愛川第2発電所	1,200	平成 09.04.01
早戸川発電所	72	平成 30.03.28
城山発電所	250,000	昭和 40.10.29
計	354,961	

太陽光発電所

発電所名	最大出力 (kW)	運転開始年月日
愛川太陽光発電所	1,896	平成 25.05.15
谷ヶ原太陽光発電所	1,000	平成 26.12.26
計	2,896	

主な発電所の概要

津久井発電所・相模発電所

相模川河水統制事業の一環として、昭和18年に運転を開始した津久井発電所は、全国公営電気事業の第1号の発電所です。また、昭和20年に運転を開始した相模発電所は神奈川県営電気事業の発電所(城山発電所を除く)の中で最大の発電所です。



▲津久井発電所

▲相模発電所

愛川第1・第2発電所

平成9年に運転を開始した愛川第1発電所は、国土交通省が管理する宮ヶ瀬ダムの直下に建設された発電所で、電力需要の多い時間帯にピーク式発電を行います。発電で放流した水は石小屋

ダム(国交省管理) に一旦貯留され、愛 川第2発電所の発電 に利用しています。



▲愛川第1発電所

◀愛川第2発電所

城山発電所

昭和40年に運転を開始した城山発電所は、わが 国初の大規模な純揚水式発電所で、地下230メートルに4台の発電電動機・ポンプ水車があります。 余剰電力を利用して水を汲み上げ貯留しておき、 電力需要の多い時間にその水を落して発電しま す。公営電気事業唯一の揚水式発電所で、電力 需要のバランスをとる調整力の役割を担う発電所 として、電力供給の安定に大きく貢献しています。



▲地下発電所内部

再生可能エネルギー普及への取組

あいかわ・つくい次世代エネルギーパーク

愛川太陽光発電所を中心施設として、他の水力発電所及び太陽光発電設備により神奈川の豊かな水と太陽の恵みを体験していただくことができます。日本のエネルギー問題への理解の増進

を深めることを通じてエネルギー政策の推進に寄与する「次世代エネルギーパーク」として国に認定されています。

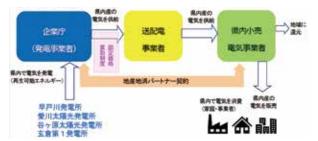


電力の地産地消

水力発電所で発電した電気の全量を、相対契約者に売電し、県内の需要家に電気を販売する取組を進めていきます。また、県内小売電気事業者とパートナー契約を結び、早戸川発電所、愛川太陽光発電所、谷ヶ原太陽光発電所及び玄倉第1発電所で発電した電気を県内で消費する取組をしています。

パートナー契約について

固定価格買取制度(FIT制度)で売電した電気は、送配電事業者が買い取る仕組みになっています。これとは別に発電事業者と小売電気事業者が契約し、FIT制度で発電した電気を、小売電気事業者が県内の需要家へ販売し、地産地消を行う仕組みをパートナー契約と言います。



水素エネルギー利用の技術的研究

エネルギーの将来を見据え、既設の太陽光発電設備である城山ソーラーガーデンの電気を利用した水素エネルギー供給設備を令和2年度に設置しました。再生可能エネルギー由来のクリーンな水素の利活用方法等について調査・研究していきます。

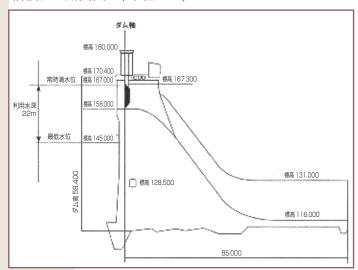


相模ダム

相模ダムは、京浜工業地帯等の水道用水、 工業用水及び電力需要の増大、さらには相 模原における水田開発など、当時の社会的、 経済的背景のもと、相模川河水統制事業の 中核施設として、昭和13年に計画され、戦 中戦後の混乱の中、物資や労働力の不足な ど、幾多の困難を乗り越え、昭和22年に 完成しました。ダムによって生み出された相 模湖の水は、相模発電所によって発電に利 用されたのち、沼本ダムから取水され、津 久井分水池より県営水道、横浜市及び川崎 市の各水道事業者へ供給されています。



相模ダム断面図 (単位:m)



完成年月 昭和 22 年 6 月 形式●重力式コンクリートダム 堤高 58.4m 堤頂長 196.0m 総貯水容量 6.320 万㎡

有効貯水容量 4,820 万㎡

▲相模発電所

相模ダムリニューアル事業



▲相模ダムリニューアル完成予想図

完成から長い年月が経過した相模ダム は、放流施設の老朽化やダム下流河道の 浸食が進行していることから、新たに「相 模ダムリニューアル事業」を開始し、放 流施設の更新とダム下流の保護に向けた 整備に取り組んでいます。令和6年度か らはダム下流の保護を目的とした副ダム 等の減勢施設の整備に着手し、相模ダム を将来にわたり健全に保ち、電力及び水 道用原水の安定供給に

努めます。

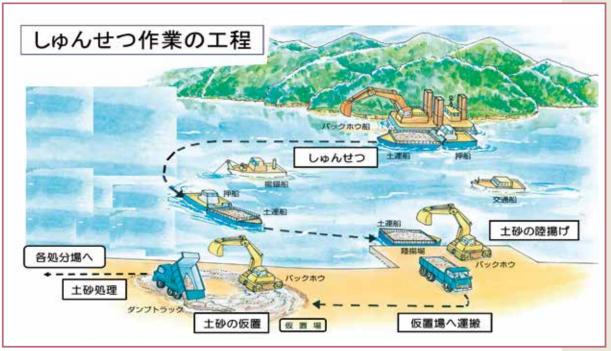
(事業PR動画はこちら) **回**算

相模貯水池堆砂対策事業

相模湖(相模貯水池)では、「相模貯水池大規模建設改良事業」(平成5年度~令和元年度)に引き続き、令和2年度から上流域の災害防止と有効貯水容量の維持を目的とした堆砂対策として、年間15万㎡のしゅんせつを目標に「相模貯水池堆砂対策事業」を実施しています。

県民の貴重な水がめである相模湖を次の世代に引き 継いでいくことは大きな使命であり、水道事業者等 共同事業者と協力しながら、事業を行っています。

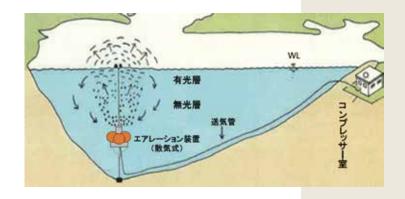




相模湖環境整備事業

相模湖では、昭和50年代後半から湖水中の栄養が増える「富栄養化現象」が進み、アオコの異常発生が見られるようになりました。湖面がアオコに覆われると、水道水を作る浄水過程に影響があるとともに、景観上の問題も発生してきました。このため、昭和63年度にエアレーション装置を1基設置して、その効果を調査した結果、湖水の温度成層の破壊によるアオコ発生の抑制効果が認められたため、平成3年度に3基、平成4年度に4基を増設し、合計8基でアオ

コ発生の抑制に努めています。なお、河川 管理者(神奈川県知事)から施設の維持管 理等を、企業庁が受託して行っています。



相模川総合開発共同事業

城山ダム、寒川取水施設などの維持管理をしています。

昭和30年代後半から著しく増大する水需要に対処するため、水道用原水の供給と発電事業を行い、併せて洪水調節機能の強化を図るため、神奈川県が横浜市、川崎市及び横須賀市との共同事業として、城山ダム、寒川取水施設等を建設しました。

城山ダム及び寒川取水施設の築造は昭和 36年度から昭和40年度までの5か年継 続事業として、相模川支川串川の流域変更 による取水施設等の築造は昭和43年度及 び昭和44年度の2か年継続事業として、 それぞれ実施しました。

なお、この事業の一環として本沢ダムを築造し、これを利用して最大出力25万kWの純揚水式城山発電所を建設し、昭和40年10月29日から運転を行っています。

このうち共同事業として建設した施設の維持管理は、企業庁が神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市の各事業者から委託を受けて行っています。

城山ダム

完成年月 昭和 40年3月

形式
重力式コンクリートダム

堤高 75m

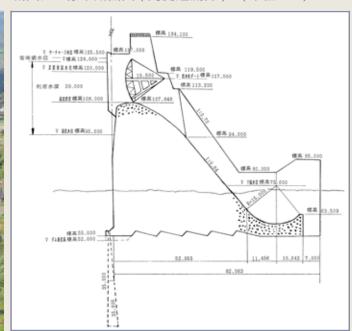
堤頂長 260m

総貯水容量 6,230 万㎡

有効貯水容量 5,470 万㎡

城山ダム標準断面図(両側越流部) (単位:m)





城山ダム貯水池等保全対策

流芥処理や貯水池湖岸の崩落対策など城山 ダム施設及び城山貯水池(津久井湖)の保 全対策を行っています。流芥処理はダムに流 れ着く流芥(流木、ごみ類等)を網場によっ てせき止め、陸揚げの後、流木は主にチップ 化処理し、ごみ類は廃棄処理しています。



流芥引揚状況▶

津久井湖環境整備事業

津久井湖の「富栄養化現象」に伴うアオコ発生を 抑制する対策として、エアレーション装置を平成5 年度に2基、平成6年度に3基、平成7年度に2基、 平成8年度及び平成9年度に1基ずつ、合計9基設 置しました。また、平成13年度からは、植物によ る水質改善を図るため、植物浄化施設の設置を行っ ており、平成15年度に三井地区、平成19年度に沼 本地区の整備を完了しました。なお、河川管理者(神 奈川県知事)から維持管理等を、企業庁が受託し て行っています。

三井植物浄化施設▶



寒川取水堰

完成年月 昭和39年3月

形式 重力式可動扉付 フローティングコンクリート堰

標高 5m(取水位)

[™] 寝 高さ 6m

堰 長さ 270m

放流施設 土砂吐水門 ローラーゲート 幅 13m× 高 3.0m 1 門

洪水吐水門 ローラーゲート 幅 20m×高 2.5m 3 門

魚道 階段式 流水幅 10.4m 舟通しデニール式 流水幅 7.2m

酒匂川総合開発事業

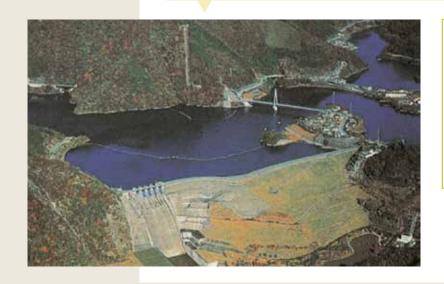
三保ダムの維持管理をしています。

酒匂川総合開発事業は、昭和40年代に入りさらに増大する県内の水需要に対応するため、神奈川県、神奈川県内広域水道企業団及び東京発電株式会社が、酒匂川支川河内川の山北町神尾田地点に多目的ダム(三保ダム)を築造し、洪水調節及び水道用原水の確保を行うとともに、エネルギーの有効利用を図るため発電を行っています。水道用原水は、下流の小田原市飯泉地点に建設した取水施設から神奈川県内広域水道

企業団が日量最大180万9,500㎡を取水し、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市並びに小田原市の各水道事業者に供給するとともに、ダム直下流では東京発電株式会社が放流水の落差約70mを利用する水力発電所を建設して、最大出力7,400kWの発電を行っています。

なお、ダム施設の維持管理は、企業庁が河川管理者(神奈川県知事)から委任を受けて行っています。

三保ダム



完成年月 昭和 54 年 3 月

形式 土質しゃ水壁型 ロックフィルダム

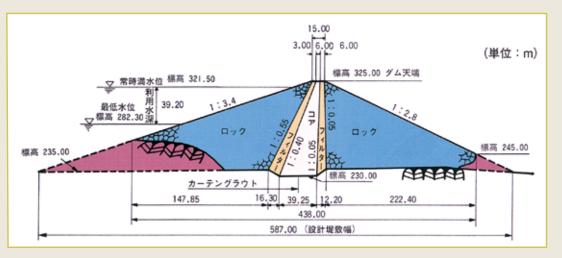
堤高 95m

堤頂長 587.7m

総貯水容量 6,490 万㎡

有効貯水容量 5,450 万㎡

三保ダム標準断面図 (単位:m)



貯水池等保全対策事業

三保貯水池(丹沢湖)の保全を図るため、湖 岸崩落の対策や堆積土砂の除去等を行ってい ます。丹沢湖への土砂流入を抑制するため、 平成6年度に世附川上流部に貯砂ダムを建 設し、引き続き、平成10年度に河内川上流 部に貯砂ダムを建設しました。堆砂対策とし て、貯砂ダムに溜まった土砂を掘削し、骨材 利用のほか、道路建設による工事間流用や旧 砕石場の埋め立てとして利用しています。



世附川貯砂ダムでの土砂掘削状況▶

飯泉取水堰

完成年月 昭和 48年8月

形式
全面越流型フローティングタイプ

標高 8.4m(取水位)

堰 長さ 342.5m

放流施設 洪水吐 ローラゲート 幅 34m×高 2.4m 5門

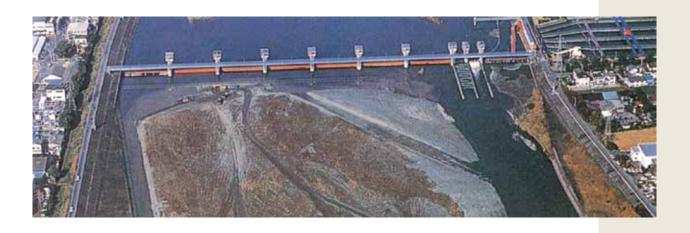
ローラゲート 幅 34m×高 3.4m 1門

転倒ゲート 幅 36m×高 1.7m 2門

土砂吐 ローラゲート 幅 10m×高 3.4m 1門

魚道 幅 10m階段全面越流式

(施設の維持管理は、神奈川県内広域水道企業団)



神奈川の水資源を有効に活用しています

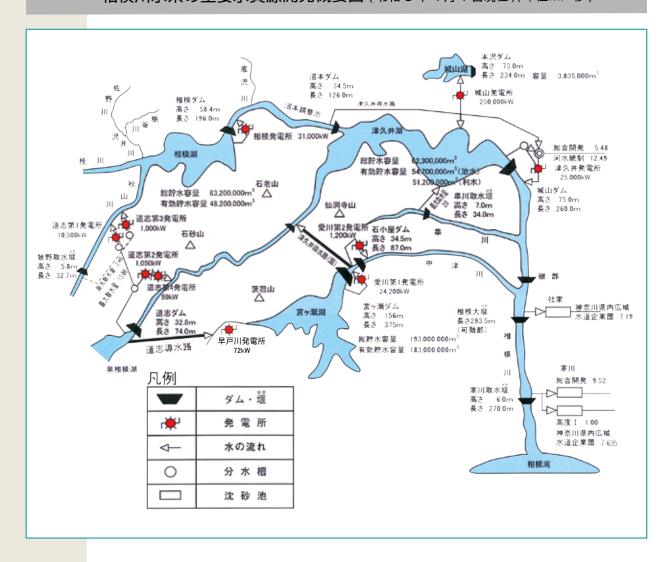
本県における水源開発は、県中央部を流れる相模川と県西部を流れる酒匂川でその多くが行われ、県内水需要の9割以上をまかなっています。

相模川では、相模川河水統制事業により「相模ダム(相模湖)」が昭和22年に完成しました。続いて、相模川総合開発共同事業に

より、「寒川取水施設」が昭和39年、「城山ダム(津久井湖)」が昭和40年に完成しました。

その後、建設省(現:国土交通省)の直轄 事業として、宮ヶ瀬ダム建設事業により、 「宮ヶ瀬ダム(宮ヶ瀬湖)」が平成13年に 完成しました。

相模川水系の主要水資源開発概要図 (令和6年4月1日現在)(単位㎡/秒)



相模川にある相模ダム、城山ダム、宮ヶ瀬ダムの3ダムでは、水資源の有効活用を図るため、宮ヶ瀬ダムと併せて築造された2本の導水路(津久井導水路(国)・道志導水路)を使って、「相模ダム・城山ダム」と「宮ヶ瀬ダム」が連携した「総合運用」を行っています。

一方、酒匂川では、酒匂川総合開発事業に より、「飯泉取水施設」が昭和48年、「三 保ダム(丹沢湖)」が昭和54年に完成しま した。

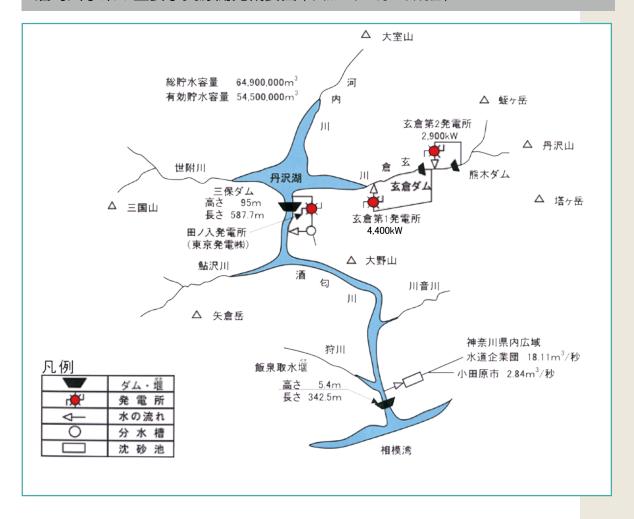
これらのダム建設で水源開発した水は、相 模川では上流の「沼本取水施設」と下流の 「相模取水施設(相模大堰)・寒川取水施設」 で取水され、酒匂川では下流の「飯泉取水 施設」で取水されています。

事業別配分水量(単位㎡)

事業別	河水統制		総合開発		高度利用 I		合計	
用途別	毎秒	日量	毎秒	日量	毎秒	日量	毎秒	日量
上水道	10.34	894,000	10.52	909,000	1.00	86,400	21.86	1,889,400
工業用水道	2.15	186,000	4.48	387,000	_	_	6.63	573,000
合計	12.49	1,080,000	15.00	1,296,000	1.00	86,400	28.49	2,462,400

本表は、毎秒、日量とも最大の数値を示しています。

酒匂川水系の主要水資源開発概要図 (令和6年4月1日現在)



渇水に強い神奈川の仕組み

神奈川県は、相模川水系と酒匂川水系の2つの水源により県内水需要の約9割以上をまかなっています。

相模川水系には相模ダム·城山ダム·宮ヶ瀬ダム、酒匂川水系には三保ダムがあり、4つのダムは「かながわの水がめ」として大きな役割を果たしています。

この「水がめ」を効率よく運用して、渇水に強い神奈川を実現しています。

「総合運用」

相模川水系の「水がめ」は、集水エリアや貯水容量の違いから、相模ダム・城山ダムは「水が貯まりやすいが、たくさん貯めることが出来ない」、宮ヶ瀬ダムは「水が貯まりにくいが、たくさんの水を貯めることができる」という特徴があります。

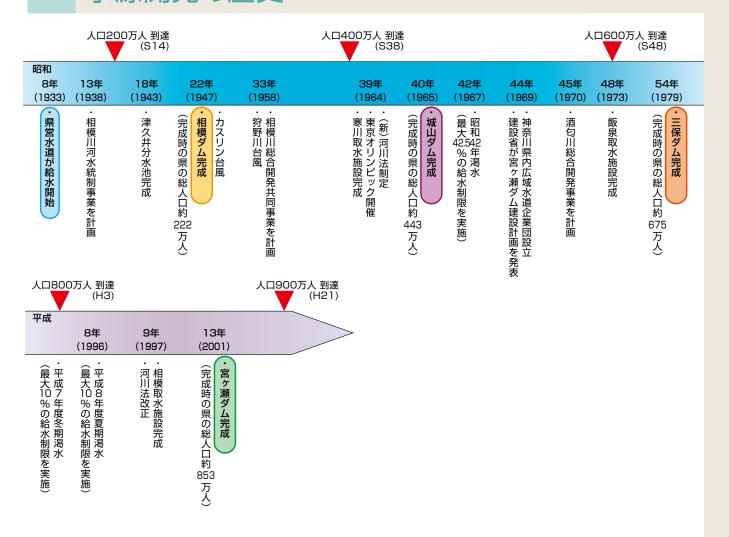
そこで、2つの地下トンネル(導水路)でつなぐことで、相模ダム・城山ダムと宮ヶ瀬ダムが連携 して、効率よく水をやり取りする「総合運用」を行っています。

「2水系間の連携」

相模川水系と酒匂川水系を地下トンネルでつなぐことで、両水系の水を相互に利用する「2水系間の連携」を可能としており、これにより、水質事故や災害などの際にも、相互にバックアップを図ることができます。



水源開発の歴史



宮ヶ瀬ダム(国土交通省直轄事業)の概要

昭和 44 年 4 月に相模川が一級河川に指定公示されたのを機に、建設省(現:国土交通省)は本県の水需要と相模川の治水対策として、相模川水系中津川に多目的ダムを建設し、開発水量毎秒最大 15.05 ㎡(1 日最大 130 万㎡)の水道用原水の確保と洪水調節を図るなどの「宮ヶ瀬ダムの建設に関する基本計画」を発表しました。宮ヶ瀬ダムの建設は建設省の直轄事業として進められ、平成 13 年に完成し、ダムの維持・運営管理については国土交通省相模川水系広域ダム管理事務所が行っています。

ダム及び貯水池の諸元と貯水池容量の配分図

完成年月 平成 13年3月

形式
重力式コンクリートダム

堤高 156m 堤頂長 375m

総貯水容量 1億9,300万㎡ 有効貯水容量 1億8,300万㎡





▲宮ヶ瀬ダム

公営企業資金等運用事業

資金を安全・有利に管理し、 地域振興施設などの整備に活用しています。

地域振興施設は、市町の要請により整備し、当 該市町に有償譲渡したものと、企業庁の自主事 業として整備したものがあり、ともに効率的な運 営管理を図りつつ地域の振興に貢献しています。 今後は更に県各局や市町村との連携を強めて、 事業を展開していきます。

地域振興施設整備状況(年度順)

施設名称	所在地	完成年度	施設概要	事業区分
中沢テニスコート	相模原市緑区城山	昭和 54	全天候型テニスコート4面 更衣棟1棟	自主事業
新大山駐車場	伊勢原市大山	昭和 55	収容台数 90 台 料金所 便所等	要請事業
平塚市紅谷町立体駐車場	平塚市紅谷町	昭和 56	鉄骨鉄筋コンクリート造 6 階建 収容台数 372 台 自転車 265 台	要請事業
平塚配水池レクリエーション広場野球場	平塚市上吉沢	昭和 56	軟式野球場 1 面 駐車場等	自主事業
名倉グラウンド	相模原市緑区名倉	昭和 58	グランド 24,450 ㎡ 駐車場 36 台 その他付帯施設	要請事業
寒川浄水場いこいの広場プール施設	高座郡寒川町宮山	昭和 59	50m プール 25m ブール 子供プール スライダー付プール	要請事業
寒川浄水場いこいの広場テニスコート施設	高座郡寒川町宮山	昭和 60	全天候型テニスコート 5 面 オートマシンテニスコート等	自主事業
緑の休暇村テニスコート施設	相模原市緑区青根	昭和 60	全天候型テニスコート 3 面 更衣棟 宿泊棟 休憩棟 駐車場	要請事業
こだまプール施設	相模原市緑区小倉	昭和 61	50m プール 子供プール スライダープール	要請事業
プロミティあつぎビル ※ 1	厚木市中町	昭和 62	鉄骨一部鉄筋コンクリート造 8 階建 延床面積 7,007.32 ㎡	自主事業
湯河原町スポーツセンター	足柄下郡湯河原町吉浜	昭和 63	鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建 延床面積 3,430.93 ㎡	要請事業
プロミティふちのベビル	相模原市中央区鹿沼台	平成2	鉄骨及び鉄骨鉄筋コンクリート造 7 階建 延床面積 10,665.28 ㎡	自主事業
神奈川国際学生会館·淵野辺 ※2	相模原市中央区鹿沼台	平成 2	鉄骨鉄筋コンクリート造 7 階建 延床面積 3,147.53 ㎡	自主事業
大山駐車場周辺自動車等折り返し広場	伊勢原市大山	平成 3	鉄筋コンクリート造 中空式 1,610 ㎡	要請事業
座間市ふれあい会館	座間市緑ケ丘	平成 6	鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 1,454.79 ㎡	要請事業
座間市民健康センター	座間市緑ケ丘	平成 8	鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 2,094.30 ㎡	要請事業
小田原市栄町駐車場	小田原市栄町	平成 9	鉄骨造 19 層 2 棟 収容台数 460 台	要請事業
寒川総合図書館・寒川文書館	高座郡寒川町宮山	平成 18	鉄骨鉄筋コンクリート造4階地下1階建 延床面積4,707.14㎡	要請事業
海老名市食の創造館	海老名市中新田	平成 24	鉄骨造 2 階建 延床面積 3,484.21 mg	要請事業
愛川太陽光発電所 ※3	愛甲郡愛川町半原	平成 25	最大出力 1,896kW 敷地面積 32,000 ㎡	自主事業
開成町あじさい公園発電所	足柄上郡開成町金井島	平成 26	開放型らせん水車 最大出力 2.2kW	要請事業
寒川町営プール	高座郡寒川町宮山	令和 3	25mプール、幼児プール、管理棟、器具庫棟	要請事業
山北町洒水の滝遊歩道等施設	足柄上郡山北町平山	令和 3	組立遊歩道、落石防護柵、法面保護網、上屋付駐車場	要請事業
寒川町営さむかわテニスコート	高座郡寒川町宮山	令和 4	テニスコート 4 面、観覧スペース、フェンス、 日除け、ベンチ	要請事業
寒川学校給食センター	高座郡寒川町宮山	令和 5	鉄骨造 3 階建 延床面積 3,711.21 m	要請事業

- ※1 プロミティあつぎビルは平成29年3月31日民間事業者へ売却。
- ※2 神奈川国際学生会館・淵野辺は平成25年4月30日民間事業者へ売却。
- ※3 愛川太陽光発電所は平成25年5月15日電気事業会計へ有償譲渡。

公営企業の内部資金を、企業庁及び県の行う建設事業等に融資して、 事業の円滑な推進を図ると同時に、内部資金を安全かつ有利に管理するものです。 さらに、多様化する県民ニーズに応えるため、地域振興施設の整備事業を行うとともに、 土地、建物等の資産の運用を行っています。

交通関連施設

便利なまちづくりをお手伝いします。

駅を核とした周辺地域のまちづくりに欠かすことのできない立体駐車場建設や、 観光客の利便を図る平面駐車場などを整備しました。

平塚市紅谷町 立体駐車場

都市機能を向上させ地域住民 の利便を図る目的で、平塚市 からの要請を受けて整備しま した。



小田原市栄町駐車場 (機械式)

小田原駅周辺の駐車場不足 解消を図る目的で、小田原 市からの要請を受けて整備 しました。



大山駐車場周辺 自動車等折り返し広場

伊勢原市の総合計画、観光エ リア計画の一環として、同市 からの要請を受けて整備しま した。



スポーツ・レクリエーション施設

地域の皆さまの健康づくりを応援します。

地域の皆さまにご利用いただくためのテニスコート、スポーツ広場等を整備しました。

寒川町営プール・ テニスコート

寒川町からの要請を受けて、 スポーツ施設の充実等を目的 として整備しました。



平塚配水池 レクリエーション広場野球場

配水池上部の有効活用と地元からの運動施設設置の要望を受けて整備しました。



こだまプール施設

(相模原市緑区小倉) 地元からの要望を受けて、地域住民のスポーツ振興を目的 として整備しました。



オフィスビル

地域住民のコミュニティ活動を支援することを目的に、 会議室やスポーツ施設を設置した オフィスビルを整備しました。

プロミティふちのベビル

貸オフィスに加え、健康づくりのための屋 内スポーツ施設を併設した、オフィスビル です。





※「プロミティ」とは Promote(振興)と Community(地域)の合成語で、地域の振興を意味しています。

再生可能エネルギー発電施設

安全で安心な再生可能エネルギー発電施設として、 小水力発電設備を整備しました

開成町あじさい公園発電所

開成町からの要請を受けて再生可能エネルギーの普及・啓発及び地域の活性化を図る目的

で整備しました。



生活・文化関連施設等

地域の文化振興や人と人がふれあうには、その拠点となる施設が必要となります。 地域住民などの交流の促進を支援するため、

多くの人びとが利用できる会館などを整備しました。

山北町洒水の滝遊歩道等施設

山北町からの要請を受けて、洒水の滝を魅力ある観光振興の拠点とするため、遊歩道及び観瀑台等を整備しました。



座間市民健康センター

座間市からの要請を受けて、地域住民の健康増進を目的とした健康センター施設を整備しました。



寒川学校給食センター

寒川町からの要請を受けて、同町の生活・ 文化施策を支援するため、「小中学校の完 全給食の実施」や「食育の推進」等を目的 とした施設を整備しました。

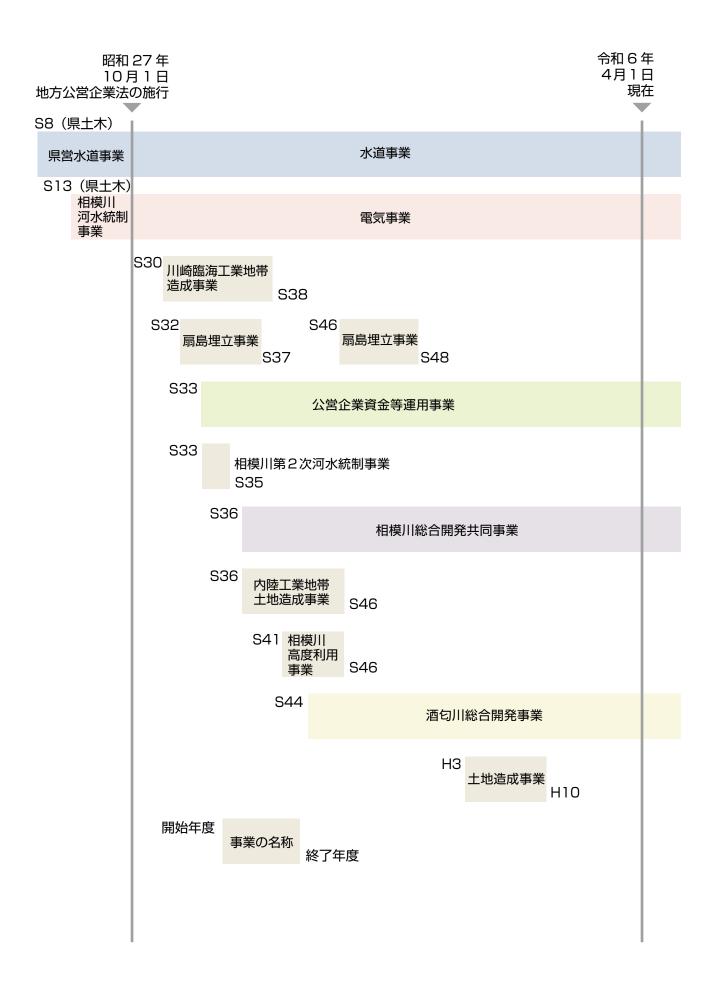


海老名市食の創造館

海老名市からの要請を受けて、同市の生活・ 文化施策を支援するため、「食育の推進」 及び「学校給食の充実」等の複合的機能 を持つ施設を整備しました。



企業庁における事業設置の推移



企業庁のあゆみ

4 伊勢原市大山子易簡易水道を県営水道に移管

年	月	内容	年	月	内容
昭和6年	12	' ' ' ' 県営 (湘南) 水道布設案県会で議決	62	3	131 こだまプール完成
8	3	県営(湘南)水道布設工事着手	63	3	プロミティあつぎビル完成
	3	湘南水道株式会社の水道施設を県に移管	平成元年		湯河原町スポーツセンター完成
	4	神奈川県水道事業所を鎌倉町に設置	1 19078 1	4	//// 相模湖町千木良簡易水道・道志北簡易水道を県営水道に移電
	4	神奈川県水道使用条例施行	2	3	相模発電所改造工事完了
14	12	相模原都市建設水道布設案県会で議決	_	4	相模湖町小原簡易水道を県営水道に移管
15	3	相模原都市建設上水道布設工事着手		9	愛川第1・第2発電所建設工事着工
10	11	相模川河水統制事業起工	3	3	プロミティふちのベビル完成
18	12	津久井発電所 1 台目運転開始		3	神奈川国際学生会館・淵野辺完成
19	10	// 2台 //		4	土地造成事業の運営を開始
20	2	相模発電所 台目運転開始	4	3	大山駐車場周辺自動車等折り返し広場完成
22	6	相模ダム完成		4	津久井町鮑子簡易水道を県営水道に移管
	6	相模発電所 2 台目運転開始	5	4	愛川町中津字大塚下及び下六倉地区を県営水道に編入
24	9	鎌倉山組合営水道を県に移管		4	相模貯水池大規模建設改良事業開始
27	10	地方公営企業法施行・神奈川県企業庁発足(水道・電気事業)		11	
29	4	箱根地方上水道布設工事着手	6	4	藤野町和田簡易水道を県営水道に移管
23	7	柏成地ガエが追加改工事項子 大和町営水道を県営水道に移管	7	1	歴刊
		入州町呂小道で宗呂小道に移管 箱根温泉供給株式会社の水道施設を県営水道に移管	/		
00	10			4	水質センター開所
30	4	宮城野村営水道を県営水道に移管		12	平塚市東豊田工業団地造成工事着工
	5	道志第1・第2発電所運転開始	8	3	南足柄東部工業団地(テクノネット湘南)造成工事完成
0.1	9	大塚組合営水道を県営水道に移管		6	座間市民健康センター完成
31	3	早川発電所運転開始	9	4	愛川第1・第2発電所運転開始
32	2	箱根登山鉄道株式会社の水道施設を県営水道に移管		11	小田原市栄町駐車場完成
	3	川崎臨海工業地帯造成事業起工		12	平塚市東豊田工業団地造成工事完成
33	4	公営企業資金等運用事業の運営を開始	11	3	城山ソーラーガーデン運転開始
	4	玄倉第1発電所運転開始		3	道志第2発電所改良工事完了
	4	扇島埋立事業起工	12	2	利水局公営電気事業でISO14001 取得
35	1	玄倉第2発電所運転開始		3	谷ケ原浄水場整備事業完成
36	4	相模川総合開発共同事業の運営を開始	13	3	城山発電所第1期改造工事完了
	9	- 相模ダム2メートル嵩上げ完成		4	配水運用管理システム稼働
37	2	相模川総合開発事業起工		4	 宮ヶ瀬ダム全面運用に伴う総合運用開始
	4	中津工業団地造成工事着工	15	3	水道記念館リニューアル
	8			4	上下水道料金一括納付制度開始
38	3	川崎臨海工業地帯造成事業完成		4	藤野町牧野字上野久保地区を県営水道に編入
39	3	寒川取水施設完成	16	4	津久井町上水道・青野原地区簡易水道を県営水道に移管
00	4	酒匂川総合開発基礎調査開始	17	2	
	8	相模湖町与瀬簡易水道を県営水道に移管	17	3	津久井発電所改造工事完了
			10		
10	10	津久井町営水道等を県営水道に移管	18	3	PFI 法により寒川浄水場排水処理施設が完成
40	3	城山ダム完成		3	柿生発電所改造工事完了
	10	城山発電所運転開始		6	
41	4	浦賀及び大津地区を横須賀市水道に移管		12	道志ダム発電所運転開始
	4	中津工業団地造成工事完成	19	10	県営水道お客さまコールセンター運営開始
44	4	酒匂川総合開発事業の運営を開始	20	3	稲荷配水池小水力発電設備発電開始
	8	伊勢原工業団地造成工事着工	22	2	道志第4発電所運転開始
45	1	平塚簡易水道を県営水道に移管		3	芹沢配水池小水力発電設備発電開始
	2	相模川高度利用事業工事着工		3	城山発電所第2期改造工事完了
	3	串川取水路建設工事完成		4	城山湖ソーラー展望台運転開始
46	7	寒川第3浄水場一部稼働開始	23	2	中津·葛原配水池小水力発電設備発電開始
47	3	伊勢原工業団地造成工事完成	24	1	津久井発電所太陽光発電設備運転開始
	3	相模川高度利用事業完成		7	海老名市食の創造館完成
48	4	水道利用加入金制度を新設	25	5	愛川太陽光発電所運転開始
	8	飯泉取水施設完成	26	3	城山第2ソーラーガーデン運転開始
	9	扇島埋立事業完成		4	箱根地区水道事業包括委託開始
49	4	海老名市有馬簡易水道を県営水道に移管		12	合ヶ原太陽光発電所運転開始
	5	三保ダム施設起工	27	3	開成町あじさい公園発電所完成
50	4	横道橋沢簡易水道を県営水道に移管	30	3	早戸川発電所運転開始
54	3	三保ダム完成	31	4	相模ダムリニューアル事業開始
٠, ٦	4	一ペングの数	令和2年		水素エネルギー供給設備運転開始
	7	藤野町営上水道を県営水道に移管	13/14 2 4	3	がボエネルギー 民権政備建設開始 相模貯水池大規模建設改良事業完了
	9	勝封町各工が道で宗宮が道に移官 中沢テニスコート完成		4	相模貯水池人院保建設以及事業元
EE		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0		
55	7	伊勢原市新大山駐車場完成	3	5	寒川町営プール完成
57	3	平塚配水池レクリエーション広場野球場完成	4	3	宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館電気ゾーンリニューアル
	3	茅ヶ崎立体駐車場及び平塚市紅谷町立体駐車場完成		3	山北町洒水の滝遊歩道等施設完成
	3	道志第3発電所運転開始	5	2	玄倉第1発電所改造工事完了
59	3	名倉グラウンド完成		3	寒川町営さむかわテニスコート完成
	4	水道記念館・水の広場公開		5	寒川学校給食センター完成
60	3	寒川浄水場いこいの広場プール完成			
61	3	寒川浄水場いこいの広場テニスコート完成			
	3	緑の休暇村テニスコート完成			
	1	1	1		

企業庁の基本理念・計画体系

基本理念の3本柱:「安心」「持続」「貢献」

神奈川県企業庁は、県民のいのちと産業を支えるライフラインである水と電力を、将来にわたり「持続」的に供給し、「安心」のサービスを提供するとともに、新たな課題に柔軟に対応することにより、地域社会や国際社会に「貢献」し、より一層、県民から信頼される地方公営企業を目指すことを基本理念としています。

この基本理念のもと、企業庁は、事業環境等を踏まえて計画的に事業に取り組んでいます。

企業庁の計画体系

水道事業においては、「100年先も持続可能な水道事業」の実現に向けて30年間の将来構想と5年間の事業 実施計画を定めています。電気事業と、ダム管理を行う相模川総合開発共同事業・酒匂川総合開発事業の3事 業(「電気・ダム管理事業」という。)については、ダムと発電所のきめ細やかな連携による電力と水道用原水の 安定供給を引き続き実現するため、10年間の事業実施計画を定めています。



神奈川県営水道長期構想・水道事業経営計画

大規模地震等の自然災害が激甚化・頻発化する中で水道施設の耐震化などの更新需要が加速度的に高まっている一方、水道料金収入は減少傾向にあり、今後は人口減少によりさらなる収入減が見込まれています。そのような厳しい状況下でも将来にわたって水道水をお届けするため、100年先の水道へ向かう通過点として、「長期構想」で「目指す姿」と「取組の方向性」を示し、「経営計画」でより詳細な取組内容を示しています。

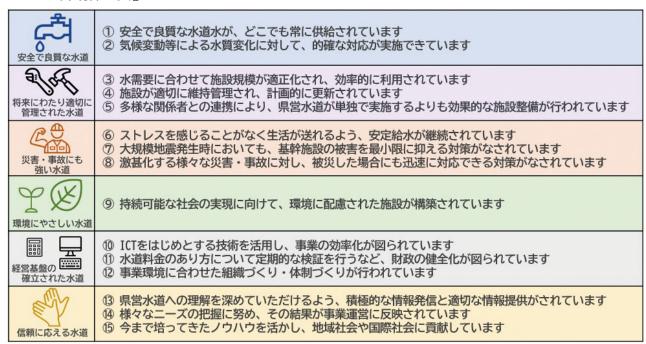
長期構想で示す「水道事業の目指す姿」

「目指す姿」をつくる6つの観点

施設整備に関する4項目を柱、事業経営に関する2項目を 土台にして、「100年先も持続可能な水道事業」という意味 の「100年水道」を支える建築物をイメージしています。 また、事業経営に関する2項目を出発台に、施設整備に関す る4項目が伸びていくことで「100年水道」へ向かう矢印 を模した図でもあります。



15の「目指す姿」



長期構想と経営計画の関係

長期構想 (30年) 経営計画 (5年程度) 経営計画 (5年程度) 経営計画 (5年程度)

神奈川電気・ダム管理事業計画

国の電力システム改革による「発電・小売の全面自由化」等の事業環境の変化に対応できる経営基盤づくりに加え、 完成から長い年月を経たダムや発電所の老朽化対策、脱炭素社会実現に向けた再生可能エネルギー普及の推進が必要となっています。こうした諸課題に対応するため、事業計画として、発電所とダムの運用及び維持管理に ついて事業の特性に応じた効率化を進め、電気事業とダム管理事業の一体的な連携を図ることや、再生可能エネルギーの拡大の取組を示しています。

電気・ダム管理事業計画の概要

電気・ダム管理事業が目指す姿

電気・ダム管理事業

【神奈川電気・ダム管理事業計画】(10年間)

1 電気事業が目指す姿

再生可能エネルギーである水力発電と太陽光発電による「電力」と、相模ダム等による「水道用原水」の安定供給に取り組み、県民生活の向上と経済の発展、環境保全に貢献していきます。

2 ダム管理事業が目指す姿

施設等の修繕や更新、堆砂対策に取り組み、効果的な水運用を行うことで「水道用原水」と「発電用水」の安定供給と貯水容量の確保に務め、 洪水調節等ダム及び貯水池の機能を 発揮させていきます。

重点取組目標

計画外の発電停止時間をゼロに近づけます。

主な取組

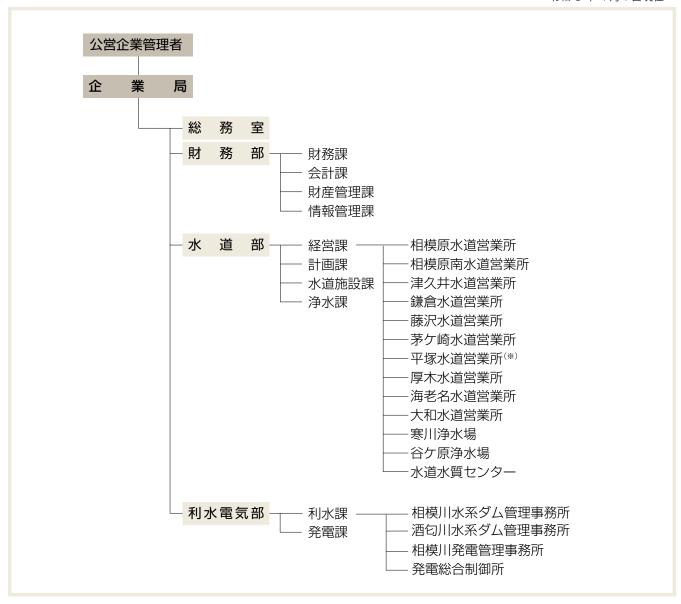
【電気事業】

- ・相模ダムリニューアル事業
- ・ 再生可能エネルギーをためる取組
- 相模貯水池・道志調整池の堆砂対策

【ダム管理事業】

相模川総合開発共同事業 酒匂川総合開発事業

- ・ 城山ダム・三保ダム等の維持管理
- ・ 城山貯水池・三保貯水池の堆砂対策



※平塚水道営業所管内の給水区域のうち箱根地区については、平成26年度から、旧箱根水道営業所が行っていた ほぼすべての業務を民間事業者に委託する「箱根地区水道事業包括委託」により運営を行っています。

持続可能な開発目標(SDGs)の推進

●SDGsと県企業庁の取組に関係する目標



(参考) 地方公営企業とは

地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、 下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供するさまざまな 事業活動を行っています。

こうした事業を行うために、地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼びます。水道事業、下水道事業、交通事業、病院事業等がその代表的なものですが、その他にも、電気・ガス事業や土地造成事業を行うなど、その事業種別は多種多様です。地方公営企業には、地方自治法、地方財政法及び地方公務員法の特例を定めた「地方公営企業法」が適用されます。

「地方公営企業法」とは

地方公営企業法は、地方自治法、地方財政法及び地方公務員法の特例を定めるものであり、昭和27年10月1日に施行されました。

法第3条に定める経営の基本原則を達成するために、地方公営企業の組織、財務等について規定しています。

●法の適用の受ける企業の範囲(第2条関係)

地方公営企業法には、水道事業や電気事業などの8事業が規定されています。これらの法定事業 以外にも、条例で定めることにより、地方公営企業法の全部または一部を適用することができます。

事業の種類	法の当然適用	法の任意適用
 ・水道事業(除く簡易水道事業) ・工業用水道事業 ・軌道事業 ・自動車運送事業 ・鉄道事業 ・電気事業 ・ガス事業 	地方公営企業法の全部	
・病院事業	地方公営企業法の財務規定など	財務規定などを除く地方公営企業法の規定
・その他の事業 [主としてその経費を当該事業の 経営に伴う収入をもって充てる事業]		地方公営企業法の規定の全部又は 財務規定など

●経営の基本原則(第3条関係)

「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」と規定されています。

地方公営企業の特徴

地方公営企業法第3条に規定される経営の基本原則を達成するため、地方公営企業には 以下のような特徴があります。

管理者の設置

地方公共団体の長は、地方公営企業の事業ごとに「管理者」を任命します。

「管理者」は業務の執行に関して法律上広範な権限が与えられます。

「管理者」は、基本的に地方公共団体の長の補助機関であり、独立の執行機関ではありませんが、地方公共団体の事務の一分野について執行権を法律で付与されている点において、実質的に独立の執行機関に匹敵します。

独立採算の原則

一般的な行政活動に必要な経費が租税によって賄われるのに対し、地方公営企業法において地方公営企業の特別会計における経費は、原則として当該地方公営企業の経営に伴う収入(例:水道料金)を持って充てなければならないとされています。その経費を収入によって賄うため、より合理的、効率的な経営が求められます。

2

発生主義

地方公営企業の会計は、民間の企業会計と同様に、発生主義・複式簿記を採用しており、 官庁会計(現金主義・単式簿記)とは基本的な考え方が大きく変わります。

「発生主義」とは、現金の収支の有無にかかわらず経済活動の「発生」という事実に基づき、 その「発生」の都度記録・整理する方式です。現金を支払っていなくても支出として費用 にその額が計上されるため、企業の経理内容がそのまま明確に示されます。

LINEで直接お届けします!

- ▶ダムの放流情報や断水等の緊急情報 の受信
- ▶水道の使用開始・休止の申請手続き





